

税理士による、安心生前贈与

相続対策には、生前贈与が効果的です。

生前に財産を子や孫に贈与し、相続税の課税対象となる財産額が少なくなると、相続税の負担が軽減されます。

しかし、生前贈与を考えたものの、贈与手続って意外と面倒…

贈与を行う場合には、一般的に

- ✚ 毎年、贈与契約書を作成する
- ✚ 贈与する方の預金口座から贈与を受ける方の口座へ振り込む
- ✚ 免税点以上の贈与があるときには、贈与税確定申告を行うなどの手続を行う必要があります。

よくある失敗例☹

- ✚ ちゃんと贈与の記録を残してあげれば良かった…☹

贈与の記録を残しておかないと、贈与した人の相続の際に相続税が課税される場合があります。

- ✚ 贈与することを忘れた…☹

贈与税の非課税枠は年間最大 110 万円で、翌年に繰り越しはできません。



ご家族への生前贈与が簡単・確実に行えます。

1. 簡単

贈与契約書の作成などの、面倒な贈与手続は不要。

2. 確実

贈与取引の記録が残ります。複数の方への贈与や複数年にわたる贈与などの場合も安心です。

3. 便利

毎年当事務所からお知らせしますので、贈与の機会を忘れることはありません。また、贈与を受けた方の残高を当事務所から贈与した方にお知らせしますので、次回以降の贈与の参考になります。

管理手数料

【基本料】

受贈者（贈与を受ける人）おひとりに付き、年 18,000 円

* 税務署からの問い合わせ対応、贈与契約書作成、税務相談、贈与記録保管、受贈者への通知代行を含みます。

【オプション】

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| 1. 贈与税申告書作成（年 110 万円を超える贈与の場合） | 20,000 円～ |
| 2. 現金以外（土地など）の贈与 | 別途ご相談 |
| 3. 通帳、銀行印の保護お預かりサービス | 月 1,000 円 |

* 上記金額には別途消費税が発生します。

わたなべ税理士事務所

沖縄県名護市宮里 1-28-11

☎ 0980-43-0901 📠 0980-43-0902

（平成 26 年 8 月 1 日現在）